

高齢者虐待の防止について


豊野県虐待防止センター

介護従事者へのお願い

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに尾張旭市役所長寿課、尾張旭市地域包括支援センターへ相談・情報提供をしてください。

- ◆ 介護サービス事業者等、高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています（高齢者虐待防止法第5条）
- ◆ 虐待の情報提供は、守秘義務より優先します（高齢者虐待防止法第7条第3項）
- ◆ 虐待かどうかの判断は必要ありません、疑いでもご連絡ください。

高齢者を虐待から守ろう

高齢者への虐待は判断が難しく、深刻な事態になって初めて気付くことがあります。介護者が一生懸命世話をしているうちに、知らず知らずに不適切な対応になっていることもあります。チェックリストで確認してみましょう。 

相談・問い合わせ先

保健福祉センター内地域包括支援センター

☎55-0654

市役所長寿課長寿支援係 ☎76-8143

気付きのチェックリスト

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 年金や財産収入などがあるにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居が極めて非衛生的。異臭を放っている
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 栄養失調が心配される
- 自宅から怒鳴り声、悲鳴、物が投げられる音などが聞こえる
- 天気が悪くても、長時間、屋外にいる姿がしばしば見られる
- 家族と同居しているが、コンビニやスーパーで、1人分の弁当などを頻繁に買っている
- 訪問しても会えない、または家族が面会を嫌がる
- 無気力、諦め、投げやりな様子

令和3年11月1日号 広報掲載記事

類型	内容【具体的な例】
身体的虐待	<p>暴力的行為などで、体に傷やあざ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<p>意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄又は放任し、結果として高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 ・食事や水分を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・入浴しておらず異臭がする。 ・髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れていたりする。
心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
性的虐待	<p>本人との間で合意が形成されていないあらゆる形態の性的行為やその強要 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する。

尾張旭市における高齢者虐待の状況

養護者による虐待

年度		R1	R2
相談件数		23 件	24 件
事実確認の結果	虐待を受けた、虐待を受ける恐れがあると思われた事案	15 人	19 人
	虐待を受けたとは思われなかった事例	8 人	5 人
虐待の種類 (重複あり)	身体的虐待	10 件	13 件
	介護・世話の放棄、放任	1 件	2 件
	心理的虐待	3 件	6 件
	性的虐待	0 件	0 件
	経済的虐待	1 件	1 件
対応策	有 分離の有	(被虐待者の保護又は虐待者から分離した事例) 6 人	10 人
	無	(被虐待者と虐待者を分離していない事例) 9 人	9 人

養介護施設従事者による虐待

R1	R2
2 件	4 件
1 施設	1 施設
1 施設	3 施設
0 件	0 件
0 件	0 件
1 件	1 件
0 件	0 件
0 件	0 件

高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※3年の経過措置期間を設ける。）

（令和3年度介護報酬改定における改定事項について）

まとめ

- ◆ 根拠法は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」です。
- ◆ 疑わしい事例がありましたら、お気軽に市役所、地域包括支援センターへご相談ください。
- ◆ 利用者と契約するときは、利用者に怪我、介護者による暴言等がみられた時は、事業者は一律に市役所に情報提供する義務がある事を説明しておいてください。

ご清聴ありがとうございました

